

# 環境基本法改正提案（概要）

## 環境権

- ・ 清浄、健康で持続可能な環境で生活することは現在及び将来世代の生まれながらの権利と明記
- ・ 手続的環境権（情報アクセス、参加、司法アクセス：オーフス3原則）の明記
- ・ 国は環境保全の最大尊重が必要と規定
- ・ 持続可能な社会の構築の理念に、協働、汚染者による汚染対策を追加

## オーフス3原則（情報アクセス・意思決定参加・司法アクセス）

### 情報アクセス

#### 1. 原則

環境に関わる情報、施策の立案及び実施の過程に関する情報の公開原則の規定

#### 2. 国の施策

国による環境情報の収集、提供の強化

#### 3. 事業者の取り組み

事業活動や製品のサプライチェーン、サービスの提供による環境負荷及び環境影響評価に関する情報の公開

### 司法アクセス

#### 1. 環境に関する訴訟

環境団体による行為の差止め、原状回復請求、抗告訴訟の制度化

#### 2. 環境紛争処理制度の整備

公害紛争処理制度の対象拡大、環境紛争処理制度の創設

## 政策意思決定への参加

#### 1. 連携・協働の原則

国、地方公共団体、事業者、国民、環境団体、専門家等は、連携、協働し環境保全に取り組む

#### 2. 環境団体

環境団体を環境保全に取り組む存在と位置づけて、国及び地方公共団体は環境団体を尊重、協力、支援を行う

#### 3. 政策立案時の環境配慮と参加、持続可能性協議会

- ・ 政策立案時における、環境保全及び持続可能性の観点からの政策の評価、関係者との協議
- ・ 専門家や環境団体が加わる持続可能性協議会の設置

#### 4. 政策、計画、規則、事業等の決定への参加

- ・ 環境に影響を及ぼす政策、計画、規則、決定及び事業についての、情報提供、意見聴取、意見の配慮

#### 5. 環境アセスメントの強化

- ・ 事業の環境影響評価について、社会経済的側面からも評価を行い、代替案の検討が可能な段階から関係者と協議を行う措置を講じる
- ・ 事業が位置づけられる構想、計画等について、アセスメントを行う措置を講じる

#### 6. 参加の手続きについて遵守すべき事項の明記

政策提案、意見表明手続（パブリックコメント）、公聴会、協議会について、適切な参加を確保する視点から遵守すべき事項を定める

#### 7. 参加の手続き強化のための個別の措置等

- ・ 環境基本計画策定への国民の意見反映
- ・ 中央環境審議会の委員選考のルール明確化
- ・ 政府職員等への情報提供、研修
- ・ 地方公共団体への情報提供等の支援

## 予防的対策、環境損害

### 1. 予防的対策

科学的証拠が不十分か決定的でなく又は不確実であるが、不可逆的な被害のおそれがあると予想される場合には、予想される悪影響に応じて適切な予防的対策を講ずべきことを理念として定める

### 2. 環境損害

国は、環境自体に深刻な損害を与え又はそのおそれがある行為を犯罪とし、損害の拡大防止に取り組む措置を講じる